

生活交通確保維持改善計画（案）  
 （地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

（策定年月日）令和 2 年 6 月 日  
 （協議会名称）東郷町地域公共交通協議会  
 会長 松 本 幸 正

生活交通確保維持改善計画の名称
東郷町地域生活交通確保維持改善計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>(1) 目的</p> <p>東郷町内には鉄道駅がなく、町内を經由する名鉄バス路線と東郷町巡回バス路線の運行により、公共交通網が形成されている。</p> <p>そこで、本町の公共交通網について、東郷町地域公共交通網形成計画に基づき、幹線である名鉄バスや地域間幹線系統として運行予定の巡回バス北コースに接続するとともに、本町の交通結節点となるバスターミナルを発着点とすることで、町南西部の町民の町内外のアクセス利便性の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 必要性</p> <p>全国的に少子高齢化が進んでいることから、本町においても運転免許証の返納者は増加することが予想されるが、本町には鉄道駅がなく、自動車交通に依存する交通特性となっている。</p> <p>このような中、本町では、東郷中央土地区画整理事業を核とするまちづくり「セントラル開発」において、まちに不足する大型商業施設やバスターミナル（ともに令和 2 年 9 月開業・供用予定）を整備することで、町民が歩いて暮らせるコンパクトシティを目指したまちづくりを進めている。</p> <p>これにより、巡回バス北コースに接続するとともに、ららぽーと愛知東郷に近接するバスターミナルを発着点とすることで、まちづくりと連携した公共交通ネットワークが形成されるため、当該事業を維持していくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
<p>(1) 事業の目標</p> <p>令和 3 年度に再編する「南西コース」について、初年度目標から毎年利用者増となることを目標とする。</p> <p>令和 3 年度目標 （令和 2 年 10 月～令和 3 年 9 月）        目標利用者 19,000 人</p>

<p>令和4年度目標（令和3年10月～令和4年9月）  目標利用者 39,500人  令和5年度目標（令和4年10月～令和5年9月）  目標利用者 41,000人  ※令和3年度目標については、再編前の停留所の乗降人数を基に設定。毎年1,500人増加を目指す。</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>巡回バス「南西コース」の運行・維持により、巡回バス北コースに接続するとともに、ららぽーと愛知東郷に近接するバスターミナルを発着点とすることで、町南西部の住民の町内外のアクセス利便性の向上を図ることができる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども等を対象とするバスの乗り方教室を実施する。（東郷町・事業者）</li> <li>・イベントでのエコモビ啓発・巡回バス等PR（東郷町・住民）</li> <li>・バスマップ、バスチラシ等の作成・配布（東郷町・事業者）</li> <li>・町広報紙・町HPでの利用PR（東郷町）</li> </ul>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付  表1の他、①路線図（資料1）、②地域間幹線との接続地点（資料2）③予定している時刻表（資料3）、④運送事業者の決定方法を添付（資料4）</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>東郷町から運行事業者への負担金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>瀬戸自動車運送株式会社</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続に係る利用状況等の継続的な測定方法</p>
<p>毎日の利用状況を継続的に測定し、データとして保管。</p>
<p>8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【<u>地域間幹線系統のみ</u>】</p>
<p>地域内フィーダー系統計画のため該当なし。</p>
<p>9. 別表1の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【<u>地域間幹線系統のみ</u>】</p>
<p>地域内フィーダー系統計画のため該当なし。</p>

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他の特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
地域内フィーダー系統計画のため該当なし。
11. 外客来訪促進計画との整合性
該当なし。
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付 表5の他、人口集中地区以外の地区の分かる資料（資料5）
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし。
(2) 事業の効果
該当なし。
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし。
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし。
17. 協議会の開催状況と主な議論
(1) 令和元年6月18日（令和元年度第1回） ア 平成30年度事業報告及び歳入歳出決算報告について イ 令和元年度事業計画（案）について ウ 生活交通確保維持改善計画（案）について
(2) 令和元年10月17日（令和元年度第2回） ア 東郷町巡回バス再編について

- (3) 令和2年1月17日（令和元年度第3回）
  - ア 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について
- (4) 令和2年3月（令和元年度第4回）
  - ※新型コロナウイルス感染防止のため書面決議
  - ア 東郷町地域公共交通網形成計画の見直しについて
- (5) 令和2年4月（令和2年度第1回）
  - ※新型コロナウイルス感染防止のため書面審議
  - ア 令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画（案）について
  - イ 令和元年度歳入歳出決算報告及び令和2年度予算（案）について
  - ウ 東郷町巡回バス再編について
- (6) 令和2年6月（令和2年度第2回）
  - ア 生活交通確保維持改善計画（案）について
  - イ デマンド型交通の実証実験について

#### 18. 利用者等の意見の反映状況

例年、地域公共交通会議にて協議会メンバーの構成員である町民又は利用者の代表の方々から利用者視点での意見を収集し、本計画へ反映している。

平成25年11月に利用者アンケート、平成26年12月には町民アンケートを実施し、過去のアンケートの評価と比較したところ、平成24年度の巡回バス再編後は、概ね過去以上の運営評価を得ていることが分かった。しかし、引き続きダイヤ及び便数の見直し等を求める意見が多く、依然、本町の重要な課題であることが把握できた。本課題の反映に加え、現在進行している東郷町セントラル開発地区の開発及び近隣市とのアクセスと連動した公共交通ネットワーク形成を図るため、平成28年4月に東郷町地域公共交通網形成計画を策定した。平成29年10月からは網形成計画に基づき巡回バスを4条運行に移行した。同年11月に巡回バス等実態調査を実施し、次期再編に向けての課題を整理し、平成30年3月に実態調査の報告書として取りまとめた。

巡回バス等実態調査では、バスの便数や鉄道駅、バス停での乗り継ぎに対して満足していない意見の割合が高く、改善を求める声が多く寄せられた。平成30年度においては、このような本町の現状に対応した新たな公共交通ネットワークを構築するため、網形成計画の目標である「公共交通が暮らしになじみ気軽に出かけたくなるまち」の実現に向け、再編案を作成し、平成31年3月に報告書として取りまとめた。

この再編案を具体化し、路線案を令和元年10月に地域公共交通会議、11月にタウンミーティングで町民に提示し、意見をいただき反映。反映後の路線案について、令和2年4月の地域公共交通会議で審議した。

#### 19. 協議会メンバーの構成員

町民又は利用者の代表	諸輪地区代表、祐福寺地区代表、白土地区代表、和合ヶ丘地区代表、御岳地区代表
学識経験を有する者	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科教授

一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者	名鉄バス(株)営業本部運行部運行課長 公益社団法人愛知県バス協会専務理事 瀬戸自動車運送(株)取締役
一般貸切（乗合）旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者	名古屋タクシー協会専務理事
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者	愛知県交通運輸産業労働組合協議会幹事
国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官
愛知県の関係行政機関の職員	愛知県都市整備局交通対策課担当課長 愛知県尾張建設事務所維持管理課長 愛知県愛知警察署警部
東郷町長又は東郷町職員	東郷町福祉部長 東郷町都市建設部長
関係市区町村	日進市生活安全部防災交通課移動政策室長 みよし市政策推進部次長兼企画政策課長 豊明市行政経営部企画政策課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛知県愛知郡東郷町大字春木字  
羽根穴1番地

(所 属) 東郷町 企画部  
未来プロジェクト課

(氏 名) 西野・青木

(電 話) 0561-56-0763

(e-mail) tgo-mirai@town.aichi-togo.lg.jp